

## 桶川市議会政務活動費の公開に関する要綱

平成28年11月18日議長決裁

### (目的)

- 1 この要綱は、桶川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成15年桶川市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の収支報告書及び政務活動費に関する書類（以下「収支報告書等」という。）を公開することにより、条例第11条に規定されている政務活動費の使途の透明性の確保に資するとともに、市民に開かれた信頼される市議会の一層の推進を図ることを目的とする。

### (公開基準)

- 2 収支報告書等については、桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号）第7条に規定する非公開情報を除き、条例第10条の保存期間が終了する日まで公開する。

### (公開の方法)

- 3 収支報告書等の公開の方法は、閲覧及び市議会ホームページへの掲載により行うこととする。

### (費用の負担)

- 4 閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、閲覧に供した収支報告書等の写しの交付に係る手数料については、桶川市情報公開条例の規定に基づき徴収する。

### 附 則

この要綱は、議長決裁の日から施行する。